



# よくあるご質問

## Q1. 医療費控除の適用を受けたいのですが、領収書や明細書の提出は必要ですか？

平成29年分の申告から、**領収書の提出は不要になりましたが、代わりに医療費控除の明細書の提出が必要になりました。**医療費控除を適用される方は下記を参考に裏面明細書を作成し、申告書に添付してください。

※ただし領収書は自宅で5年間保存していただく必要があります。

(記入例)

医療を受けた方	続柄	病院・薬局等の支払先の名称	治療内容・医薬品名等	対象となる支払金額	支払った医療費のうち生命保険や社会保険で補填される金額
五條 一郎	本人	A病院	診察・治療	150,000	0
五條 花子	妻	B病院	診察・治療	100,000	20,000
五條 花子	妻	C電車・Dバス	交通費	8,000	0

令和6年中に五條一郎さんが支払った、生計を一にする親族の医療費及び交通費についても含めることができます。

「医療を受けた方」、「病院・薬局等の支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

【注意】支払った医療費から補てん額を差し引いた金額が10万円(総所得金額等200万円以下の方は所得の5%)以上でなければ医療費控除を受けることができません。

## Q2. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けるには？

E 薬局	
■ 領収書 ■	2024/11/24
★F胃腸薬	¥600
ビタミンDリンク	¥1,500
★鎮痛薬G	¥1,000
合計	¥3,100
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

定期健康診断や予防接種等を受けている方で、本人や扶養親族にかかるスイッチOTC医薬品(※1)の購入費が12,000円以上である場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

セルフメディケーション税制を受ける場合にも裏面の医療費控除明細書の提出が必要です。

領収書に控除の対象であることが、記載されています。

※1 医師によって処方される医薬品から、薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品をいいます。

【注意】上記Q1で説明の医療費控除との併用はできません。

## Q3. 昨年中に農機具を買いました。減価償却費の計算方法について教えてください。

以下に事業所得の減価償却費の計算方法をまとめました。

- 平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の償却の計算 (定額法)  

$$\text{償却の基礎となる金額 (取得価格)} \times \text{定額法の償却率} \times \frac{\text{月数}}{12} = \text{減価償却費 (最後の年に残額1円を残します)}$$
- 平成19年3月31日までに取得した減価償却資産の償却の計算 (旧定額法)  

$$\text{償却の基礎となる金額 (取得価格の90\%)} \times \text{旧定額法の償却率} \times \frac{\text{月数}}{12} = \text{減価償却費}$$
- 平成19年3月31日までに取得した減価償却資産で、減価償却費の累積額が取得価格の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間における償却の計算  

$$(\text{取得価格} - \text{取得価格の95\%相当額} - 1円) \div 5 = \text{減価償却費 (最後の年に残額1円を残します)}$$

(計算例)

・田植機：1台 ・使用割合(農業：100%) ・購入年月：令和6年7月

平成19年4月1日以降に取得したもの

・取得価格：60万円(税込) ・耐用年数：7年 ・計算方法：定額法

機械・資産の種類	数量	取得年月	取得価格	計算区分	償却の基礎	耐用年数	償却率	償却月数	償却費(円×償却率×月数)	使用割合	経費算入額(ホ×ヘ)	未償却残高(昨年のチ)ーホ	摘要
田植機	1	R6・7	600,000	旧・定	600,000	7	0.143	6/12	42,900	100/100	42,900	557,100	

## 主な減価償却資産の耐用年数と償却率(表にないものはお問い合わせ下さい)

資産の種類	耐用年数	償却率		資産の種類	耐用年数	償却率	
		平成19年3月31日以前に取得(旧定額法)	平成19年4月1日以降に取得(定額法)			平成19年3月31日以前に取得(旧定額法)	平成19年4月1日以降に取得(定額法)
電気冷蔵庫	6	0.166	0.167	軽自動車	4	0.25	0.25
農機具	7	0.142	0.143	パソコン	4	0.25	0.25
木造建物作業場	15	0.066	0.067	普通自動車	6	0.166	0.167

※平成22年度(平成21年分)の申告から、農機具(農業用の機械等)は耐用年数が7年に統一されました。